

## 個別の入学資格審査について

学校教育法施行規則第 150 条により、高等学校を卒業した方と同等以上の学力があると認められる方、および 2023 年 3 月 31 日までに、これに該当する見込みの方は、事前に入学資格の審査により受験資格を認められた場合に限り、出願することが可能です。

対 象：外国人を対象に教育を行なうことを目的とし、我が国に設置された教育施設において、高等学校に対応する 3 年に相当する学歴を有する、または有する見込みの方。

申請期間：出願期間の 2 週間前までに申請してください。

申請に必要な書類：

- (1) 入学資格審査申請書(受験生サイトよりダウンロード)
- (2) 当該教育施設の調査書（または成績証明書）
- (3) 当該教育施設の修了証明書、または修了見込み証明書  
※調査書に記載がある場合は不要
- (4) 当該教育施設のカリキュラム  
※修業年限、授業時間数、授業科目、必要単位数が明記されたもの
- (5) 当該教育施設の規則等